

資料 8 - 1

国際ボランティア貯金寄附金配分について

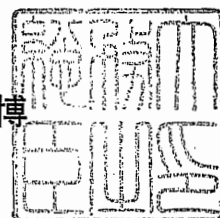
(諮問第1031号)



諮問第 1031 号
平成 22 年 3 月 10 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣
原 口 一 博



諮 問 書

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事長平井正夫から、平成 22 年 2 月 8 日付け機構第 3690 号で郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号。以下「旧寄附委託法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項の認可申請があった。（概要は別紙 1 のとおり。）

これらについて審査した結果は別紙 2 のとおりであり、整備法附則第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に適合していると認められる。よって、旧寄附委託法第 7 条の 2 第 1 項の規定により認可することといたしたい。

上記について諮問する。

認可申請された平成21年度の国際
ボランティア貯金に係る配分団体等

- 配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（別紙1-1）
- 配分団体が守らなければならない事項（別紙1-2）

配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 アプカス (北海道)	千円 11,493	①地滑り被災者に対する住宅建設資材、農地、家畜、ミシンの 交付、農業振興センターの建設 (スリランカ・中部州ヌワラエリヤ県ワラパネ郡 ニルダンダーヒンナ、エゴラカンダ、ウダマードウラ、 デッコワッテ、ロックランド)
	3,956	②井戸建設、雨水貯蔵タンクの設置、フッ素除去設備の設置、 水と健康・水環境保全に関する啓発活動 (スリランカ・北中部州アヌラーダプラ県メダワッチエ郡、 ケビティゴッレーワ郡、ガレンビドゥヌウェワ郡、 ポロンナルワ県メディリギリヤ郡)
特定非営利活動法人 どさんこ海外保健協力会 (北海道)	1,831	識字教育、出産技術のトレーニング、小学校の運営自立支援 (カンボジア・ラタナキリ州オンドン・メア郡ニャン集合村 ダル村、ボンカム村及びタンサー村)
特定非営利活動法人 プロ・ワークス十和田 (青森県)	737	幼稚園の備品の配備及び教員養成指導 (ベトナム・バクザン省イエンズン県タンクオン村)
岩手県インドネシア友好協会 (岩手県)	3,885	持続可能型農業の技術指導及び牛銀行の実施 (インドネシア・南スラウエシ州ワジョー県パンマナ郡 シンプルシア村、シヨッペン県 ドンリドンリ郡トットング村)
宮城国際支援の会 (宮城県)	3,891	保健衛生等に関するワークショップの実施、学校給食の配布 (ネパール・バグマティ県ヌワコット郡オカルパウワ地区 カガチ村、トウロチトレ村)
特定非営利活動法人 アロアシャ・プロジェクト (山形県)	3,943	生ゴミ堆肥化に係る分析調整室の建設、運営及びプラントの建 設 (バングラデシュ・ラシャヒ市)
福島県障害児・者の動作学習研究会 (福島県)	2,342	障がい者、その保護者及び施設スタッフに対する研修及び巡回 指導 (マレーシア・セランゴール州、ネグリスンピラン州、 ジョホール州、ケダ州及びトレンガル州)
財団法人 日本国際親善厚生財団 (茨城県)	9,094	タイ国を中心とするGMS諸国(タイ、ミャンマー、ラオス、ベトナム 、カンボジア、中国雲南省)の医療従事者に対する集合研修 (タイ・チェンライ県メーサイ地区)
アジア・アフリカと共に歩む会 (埼玉県)	9,901	基礎教育支援のための図書配布、本棚・コンテナ図書室の配 備 (南アフリカ・クワズールーナタール州イレンベ郡 ンドウエドゥエ地域)
特定非営利活動法人 東方科学技術協力会 (埼玉県)	3,847	牧草の栽培、羊草とアルファルファの混合栽培、農業講習の実 施 (中国・吉林省大安市大崗子鎮双崗山村)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 民族フォーラム (埼玉県)	1,119	初等教育の点字教材の作成及び教員養成 (ベトナム・ハノイ市バーディエン区)
特定非営利活動法人 NPOアジアマインド (埼玉県)	5,139	ろう学校生徒への補聴器及び機材配備、研修会の開催 (ミャンマー・ヤンゴン特別区及びマンダレー県)
内モンゴル沙漠化防止植林の会 (千葉県)	8,518	収入を得るための果樹の植林 (中国・内モンゴル自治区興安盟ホルチン右翼中旗 ダチンタラ鎮ハグ村他2村)
特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会 (千葉県)	1,868	識字教育の実施及び識字教師の育成 (カンボジア・コンポンチャム州バティエイ郡 バティエイ地区及びトムノ地区)
梅本記念歯科奉仕団 (神奈川県)	2,577	歯科巡回診療、口腔衛生教育、医療関係者技術指導及び機材 提供 (ラオス・ビエンチャン県ヒンフープ郡ソムソヌーク村、 ルアンパバーン県チョンペット郡パクルム村、 チャンパサック県パトゥポーン郡ラクサムシップ村 及びカムワン県マハサイ郡シービーライ村)
特定非営利活動法人 神奈川歯科大学南東アジア支援団 (神奈川県)	3,569	口唇口蓋裂手術の実施 (フィリピン・ビサヤ地方ネグロス島ドゥマケッティ市)
特定非営利活動法人 草の根援助運動 (神奈川県)	7,254	漁民の生活向上のための禁漁区の設置、漁民によるパトロー ルの実施、植林、植草 (フィリピン・バターン州オリオン町、カビテ州ナイク町、 テルナテ町、ロサリオ町、マラゴンドン町サンタ メルセデス村及びブラカン州ハゴノイ町ブガッド村)
特定非営利活動法人 国際交流は子どもの時から・アジアの 会 (神奈川県)	910	図書館の運営支援 (モンゴル・ウランバートル市バヤンズル区)
中国内モンゴル沙丘・草原緑化研究会 (神奈川県)	2,992	植林、食害防止用牧柵の設置及び飛沙防止用草方格の作成 (中国・内モンゴル自治区赤峰市翁牛特旗烏蘭敖都)
特定非営利活動法人 ラブ グリーン ジャパン (神奈川県)	6,801	植林、バイオガス装置の建設、対象村の組織化 (ネパール・カブレ郡パンチカール村、アナニコット村、 バルワ村、パトレケット村及びラビオピ村)
CRI-チルドレンズ・リソース・インター ナショナル (神奈川県)	6,066	出産、育児及び性に関する教育の実施及び教育施設の建設 (ブラジル・セアラ州フォルタレーザ市及びアラカチ市 カノア・ケブラーダ地区)
ハイチ友の会 (山梨県)	3,351	簡易水道施設の建設及び植林 (ハイチ・ルフェス県レオガン郡オランジェ村カブカ地区)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 アジア教育友好協会 (東京都)	4,398	①小学校の増築 (ベトナム・タイニン省ユオン・ミン・チャウ郡 チャラ地区ラン村)
	1,472	②中学校の増築 (ラオス・サラワン県タオイ地区パチュドン村)
特定非営利活動法人 アジア地域福祉と交流の会 (東京都)	1,950	障がい者のためのデイセンター運営とトイレ・シャワーの建設 (マレーシア・サラワク州(ボルネオ島)シブ郡 カノウィット町バワン地区)
特定非営利活動法人 アジア・レインボー (東京都)	6,231	職業訓練センター建設及び運営指導 (カンボジア・プノンペン市トゥックトラカンセンソック地区)
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都)	2,096	①織物技術の巡回指導 (カンボジア・タケオ州バティ郡クランリウ地区 及びサムロン郡カンチャーン村)
	380	②染色技術の研修 (カンボジア・タケオ州バティ郡及びサムロン郡)
	7,102	③幼児教材の配布及び使い方を教えるワークショップの開催 (カンボジア・全国23州及び1特別市の公立幼稚園、 10州の公立地域保育所、支援先の地域保育所)
特定非営利活動法人 環境修復保全機構 (東京都)	15,916	植林、有機農業の指導、堆肥加工センターの建設及び運営指 導、環境教育の実施 (タイ・ナン県プア地区)
社団法人 銀鈴会 (東京都)	2,114	喉頭摘出者のための食道発声指導及び発声指導員の育成 (フィリピン・マニラ)
特定非営利活動法人 グリーンフォーラム (東京都)	11,408	小水力発電設備の設置 (ラオス・ホアパン県ヴィエンサイ郡ナファ村)
特定非営利活動法人 国際開発フロンティア機構 (東京都)	8,435	家畜飼育及びソーセージ作りの技術指導、ココナツ再利用のロ ープ・ネット作成技術指導、営農改善技術指導、作業場・倉庫・ 研修施設の建設 (フィリピン・ビコール地方アルバイ州ギノバタン町 ドニヤメルセデス村、マカッシリ村、 カルサダ村、ティウイ町ホロワン村)
特定非営利活動法人 国際子ども権利センター (東京都)	6,619	人身売買及び児童労働に関する意識啓発研修、牛銀行の実施 、農業指導、学校トイレ等の建設 (カンボジア・スバイリエン州チャントリア郡、 バベット市及びコンボンロー郡)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 国境なき子どもたち (東京都)	7,254	①識字訓練及び職業訓練の実施、社会参加のための心理ケアの実施 (カンボジア・バタンバン州バタンバン地区 (プレック・プレサダック地区チャムカール・ルセイ村))
	6,867	②識字訓練及び職業訓練の実施、社会参加のための心理ケアの実施 (フィリピン・カオロカン市バゴンシーラ地区、 タラ地区、サガンダーン地区、モニュメント地区、 パリンタワック地区及びケソン市パタヤス地区)
特定非営利活動法人 ジャパン バングラデシュ ファンデー ション (東京都)	5,354	井戸建設及び未就学者を対象とした二部制学校の運営 (バングラデシュ・パプナ地方チャットマハル アムリタクンダ村、バドラ村)
特定非営利活動法人 ジャパンハート (東京都)	1,693	手術の実施及び現地医師への医療技術指導 (ミャンマー・ザガイン管区ザガインヒル)
特定非営利活動法人 シャブラニール＝市民による海外協 力の会 (東京都)	4,722	住民グループ結成・研修の実施、識字学級の運営、児童教育 の実施、障がい者支援、自治組織の育成 (バングラデシュ・ノルシンディ県ライプーラ郡、 ベラボー郡及び隣接地域)
スランガニ基金 (東京都)	11,097	障がい児、障がい者のためのセンターの建設 (スリランカ・ウバ州モナラーガラ県ブッタラ地区)
社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (東京都)	8,709	障がい児及び家族のための研修及び支援活動 (モンゴル・ウランバートル市チンゲルテイ地区、 バヤンゴル地区、スフバートル地区、 ソングノハイルハン地区、 ハンオール地区及びバヤンズルフ地区)
特定非営利活動法人 チベット高原初等教育・建設基金会 (東京都)	10,563	小学校校舎、教員宿舎等の耐震補強工事 (中国・四川省涼山イ族自治州甘洛県里克郷ネアト村)
特定非営利活動法人 2050(ニセンゴジュウ) (東京都)	371	養蚕及び絹製品の生産指導及び作業場の建設 (フィリピン・パラワン島プリンセサ市)
特定非営利活動法人 日本カンボジア友好協会 (東京都)	8,379	熱帯性熱病予防のための巡回指導及び特殊蚊帳、医薬品の配布 (カンボジア・バタンバン州内の13県)
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (東京都)	5,233	識字教育、職業教育、衛生教育、給食配給等の実施 (カンボジア・プノンペン市ウナロム寺院内)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (東京都)	5,512	①巡回保健指導及び健康診断の実施 (パレスチナ・東エルサレム北部から中部の9地域、 分離壁の西岸側5地域及び南部の4地域)
	6,846	②教員を対象とする環境教育ファシリテーターの養成、児童・ 農民に対する環境教育及び環境教育のための資料・情報 センター、コミュニティ資料センターの運営 (カンボジア・シェムリアップ県チークリエン郡、 ソトニコム郡、プノンペン特別市)
日本・バングラデシュ文化交流会 (東京都)	15,103	女性を対象とした手工芸品、大豆加工食品製造の職業訓練の 実施 (バングラデシュ・ジェソール県シャシャ郡)
特定非営利活動法人 日本フィリピンボランティア協会 (東京都)	617	農業セミナーの開催 (フィリピン・ミンダナオ島ダバオ市マリログ地区マラハン)
財団法人 日本フォスター・プラン協会 (東京都)	8,975	トイレ設置、ごみ回収システムの導入、住民への衛生指導及び 地方政府職員への管理指導 (ベトナム・ソンクン県内23村)
特定非営利活動法人 パルシック (東京都)	4,091	農業生産者組合の組成及び運営指導 (スリランカ・南部州マータレ県デニヤヤ郡)
特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン (東京都)	11,214	子どもへの読み書きの教育、家族に対する心理ケアの実施及 びソーシャルワーカー、指導員の育成 (レバノン・ベイルート市、トリポリ市 及びエルバス町内難民キャンプ7箇所)
特定非営利活動法人 ヒマラヤ保全協会 (東京都)	3,681	ゴミ収集施設の建設及び環境教育 (ネパール・ダウラギ県ミャグディ郡スワタ地区、 パウダル地区、ドバ地区及びベガ地区 ナルチャンレク村、キバン村)
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ (東京都)	4,919	タイに居住するミャンマー人難民に対する人権・個人の尊厳に 関する教育の実施 (タイ・タク県メイソット)
マングローブ植林行動計画 (東京都)	2,794	植林及び環境教育 (ミャンマー・イワラジ管区ボガレ郡アマ地区)
ラリグラス・ジャパン (東京都)	8,367	ホームレスHIV感染者のケアセンターへの備品配備及び運営経 費の補助、識字教育 (インド・マハラシュトラ州テーン地区ボイスアル市)
特定非営利活動法人 ADRA Japan (東京都)	10,104	初等学校校舎の建設及び施設管理に関する研修 (ペルー・イカ州ピスコ区サンクレメンテ区)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 AMURT Japan (東京都)	4,986	井戸の設置及び農業指導 (ニジェール・ティラベリ州ワラム県内14箇所)
特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会 (東京都)	15,799	小学校3校の老朽化に伴う校舎及びトイレの建設 (カンボジア・バンティアイミエンチェイ県モンコルボレイ郡 コーバリンコミュンチャートウマイ村、バットンバン県 サンカエ郡コンポンプレンコミュンソンボックオー村、 プルサット県バカン郡クナートウートンコミュンコースワイ村)
特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会 (東京都)	3,707	栄養失調児への給食実施及びHIV感染者雇用による運営 (中央アフリカ・バング市ブエラブ区、ゴボンゴ区)
NPOカムカムクメール (東京都)	1,055	子ども・保育者に対する歯科検診の実施及び歯磨きの指導を 中心とした健康教育 (カンボジア・プノンペン市、コンポンチュナン州 及びカンダール州内の7箇所)
インドネシア教育振興会 (富山県)	10,663	①小学校の建設及び教育法人設立の指導 (インドネシア・バンテン州南タンゲラング市セテユ郡 カランガン区コチェアク村)
	2,597	②図書館への図書配備及び図書館運営の指導 (インドネシア・西ジャワ州バンドン市マレベレウタラ地区)
特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター(ICAN) (愛知県)	12,754	①ストリートチルドレンに対するカウンセリング、教育、通学支 援、保健・医療活動、栄養改善活動及び対象者の組織化によ るコアグループの育成 (フィリピン・マニラ市及びケソン市)
	6,289	②小学校の給食配給、菜園作り、家畜飼育、教材・学用品の配 布、環境教育及び家庭での手工芸品の技術訓練の実施 (フィリピン・ミンダナオ島ジェネラルサントス市 ファティマ町バランガイサンホセ)
特定非営利活動法人 イカオ・アコ (愛知県)	2,633	植林及び環境教育 (フィリピン・ボホール島ウバイ市シナンディカン村、 ファティマ村及びトリニダット市タグムサール村)
特定非営利活動法人 オアシス (愛知県)	2,812	小学校の教室増築、教員養成指導及び授業実施 (カンボジア・シェムリアップ州シェムリアップ市 コクチョーク・コミュン区アンコールクラウ村落)
自立のための道具の会・TFSR Japan (愛知県)	915	大工職人に対する匏(かんな)の作成・使用方法及び家具製作 に関する職業訓練 (スリランカ・南部州マータラ地区デニヤヤ)
スリヤールワ スリランカ (愛知県)	1,341	農業所得向上のためのドラゴンフルーツ栽培指導 (スリランカ・ハンバントタロード マダエリア ウンガマ)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構 (愛知県)	6,496	①口唇口蓋裂手術の実施 (ベトナム・ホーチミン市、ベンチエ省、ニンビン省、ハノイ市)
	4,581	②口唇口蓋裂手術、口腔衛生指導の実施及び言語訓練センターの建設 (モンゴル・ウランバートル市、オルホン県エルデネト市、ヘンティ県)
	1,960	③口唇口蓋裂手術の実施 (エチオピア・アジスアベバ市)
特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会 (愛知県)	3,687	①口唇口蓋裂手術の実施 (インドネシア・西ジャワ州バンドン市口唇口蓋裂センター、スラウェシ島マカッサル)
	6,349	②口唇口蓋裂手術の実施及び医療機材の配備 (ラオス・ビエンチャン県セタティラート病院並びにラオス健康科学大学、ウドムサイ県総合病院)
	2,905	③口唇口蓋裂手術、歯科治療の実施 (ミャンマー・サガイン地区、カロー地区)
ハイチの会 (愛知県)	5,124	農業用資機材、農機具、苗の提供、苗生産場の設置 (ハイチ・中央県エンシュ市ボナビ村)
クマリプロジェクト (三重県)	1,862	学校校舎の補修、孤児院の運営支援 (ネパール・パタン市チャンピ郡チャンピ村、カトマンズ市シナマンガル村)
特定非営利活動法人 タランガ フレンドシップ グループ (三重県)	612	農業経営研修及び畜産研修 (スリランカ・北西部州)
DIFAR (三重県)	15,600	有機堆肥の販売ルート確立、堆肥場建設及び運営、市民グループ組織化及びゴミリサイクルに関する講習会の実施 (ボリビア・サンタクルス市、MMカバジェロ郡及びコマバラ市)
アイユーゴー—途上国の人と共に— (大阪府)	3,395	①有機栽培農法の指導、植栽の実施 (マダガスカル・アナマランガ郡ソアナベラ区)
	1,825	②農業情報支援センターの設備増築及び有機農法指導 (ベトナム・ラムドン県カチェン郡)
	4,598	③小学校の増築及び教材の配布 (ラオス・サバナケート県サイフウトン郡ブンナディ村)
	2,135	④農作物用貯蔵庫の建設 (タイ・メーホンソン県パンマパー郡タムロート区)
社団法人 アジア協会アジア友の会 (大阪府)	3,520	バイオガスプラントの建設、ガス燃料作成のための牛銀行の実施、環境保全・生活改善指導の実施 (ネパール・バグワティ県バクタプール郡スダール村、バゲスワリ村、カブレパランチョーク郡トゥクチャ村)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
アジア保育教育交流推進実行委員会 (大阪府)	2,536	スラム地区の保育園での公開保育、保育園・図書館スタッフ研修及び住民の意識向上目的の講習の実施 (タイ・バンコク市内15箇所の保育所、図書館)
特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか (大阪府)	1,071	①ココヤシ栽培技術指導者の育成 (フィリピン・ミンダナオ島 ミサミスオリエンタル州カガヤン・ デ・オロ市アロワナ・インダストリアルパーク 及びタゴロアン町カシンロット区)
	700	②診療所の運営指導 (ネパール・ジャナクプール県シンズリ郡ドダウリ村)
ネパールの星 (大阪府)	13,615	鉄橋の建設、診療所・サポートセンターの境界壁の建設 (ネパール・ラメチャップ郡ソロンブ村とその周辺)
特定非営利活動法人 緑の地球ネットワーク (大阪府)	3,093	緑化のための植林 (中国・山西省大同市大同県聚楽郷聚楽村)
特定非営利活動法人 モンゴルパートナーシップ研究所 (大阪府)	4,373	遠隔地の小中学校への黒板の配布及び教員への技術指導 (モンゴル・オブス県、ホブド県、ザブハン県及びセレンゲ県)
ラルパテの会 (大阪府)	1,922	障がい児のためのリハビリテーションの技術指導、障がい児保護者とのワークショップの開催 (ネパール・カトマンズ市バラジュ地区)
特定非営利活動法人 ギブ (兵庫県)	1,465	女性を対象とした衛生・栄養・家庭教育及び手芸に関する研修の実施 (カザフスタン・アルマティ市エンベフィカザフスキ地区 サイマサイ村)
日本国際救急救助技術支援会 (兵庫県)	1,922	援助地内病院での救急活動指導及び救急隊員の養成 (カンボジア・プノンペン)
特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会 (奈良県)	14,474	医療機材の配備、エイズ予防講習会の実施、HIV感染者に対する職業訓練及びカウンセリングの実施 (ケニア・エンブ県ルニエンジェス市エナ地区)
特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド (岡山県)	3,141	現地教員に対する保健科授業の実施 (カンボジア・スバイリエン州)
特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構 (岡山県)	7,255	①産婦人科医療関係者への研修、妊産婦の周産期ケアの人材研修及び医療機材の配布 (ネパール・中西部ルンビニ県ルパンデヒ郡プトワル市)
	7,867	②農場経営指導、農畜産物の販売支援及び結核患者への栄養補給 (ザンビア・ルカサ州ルカサ市ジョージ地区)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業(実施国)
徳島ネパール友好協会 (徳島県)	17,349	農産物運搬用索道の建設及びメンテナンス体制確立のための指導 (ネパール・ラムジュン郡ブジュン村)
特定非営利活動法人 DANKA DANKA (鹿児島県)	6,167	職業訓練、職業訓練設備の設置、識字教育及び農業技術指導 (セネガル・ティエス県クルサイ村及びメディナファル村)

計 100事業 542,820 千円

配分団体が守らなければならない事項

整備法附則第 2 2 条第 1 項の規定に基づく配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した援助事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない。やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を機構に別紙様式 1 の実施計画変更承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に係る援助事業について、予定の期日に着手することができず若しくは予定の期日までに完了することができなくなったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に係る寄附金配分申請書の記の第 1 の申請団体の名称等欄の記載事項及び定款又は寄附行為（法人格のない団体にあつては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに機構に届け出なければならない。
- (4) 実施計画の変更等について、機構が配分金を配分する旨の決定を行うに当たっての判断要素の重大な変更等に該当すると認めるときは、機構の指示するところにより、速やかに交付を受けた配分金を返還しなければならない。

3 配分金の経理等

- (1) 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 配分金に係る援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、機構の指示するところにより、速やかに余剰に係る金額を返還しなければならない。
- (3) 配分金によって取得又は効用等の増加した財産については、援助事業完了後も配分金交付の目的に沿って、その効率的及び効果的運用を行わなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示等

配分金に係る施設、機材その他の設備及び物資には、寄附金によるものであることを援助事業の実施地域における公用語により表示しなければならない。

ただし、この表示が困難と思われる場合については、実施地域において報道発表する等適宜の方法により公表すること。

5 完了報告

配分金に係る援助事業が完了したときは、別紙様式 2 の完了報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

(参考)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
附則

第 22 条 機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の用途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第 1 項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第 1 項若しくは同条第 3 項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(記 番 号)
平成 年 月 日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 殿

(団 体 名)
(代 表 者 役 職 名)
(氏 名 [登録印])

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の実施計画変更承認申請書
(機構第※※※※号 (H※. ※. ※) 関連)

標記について、下記の理由により援助事業の内容を変更したいので、承認申請をします。

記

1 援助事業名 (対象国・地域)

()

2 計画変更の内容

変更前の実施計画	変更後の実施計画

3 計画変更の理由

【記入上の注意等】

- 1 記3の計画変更の理由は、その根拠、背景等を具体的に記入してください。
- 2 変更申請の承認手続は、変更予定の事業に着手する前に行ってください。

(記 番 号)
平成 年 月 日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 殿

(団 体 名)
(代 表 者 役 職 名)
(氏 名 [登録印])

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の完了報告書
(機構第※※※※号 (H※.※.※) 関連)

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 援助事業名 (対象国・地域)

_____ (_____)

2 配分額

配分額	_____	千円
(内訳)	受領額	_____ 千円
	未受領額	_____ 千円

3 配分事業の総費用額等

総費用額	_____	円
(内訳)	自己資金額 (総費用額－受領額)	_____ 円
	自己資金額の割合 (自己資金額÷総費用額×100)	_____ %

4 援助事業の実施状況及び効果

料については、原本の提出が困難である事情を具体的に記載した理由書の提出をいただき、その事情について当機構がやむを得ないと判断した場合を除き、すべて原本を添付してください。

- 3 記7の現地の人々の反響・意見は、現地の人々の率直な意見等を記入してください。また、写真等で現地の状況が分かるものを添付してください。

国際ボランティア貯金に係る配分団体等の認可申請に関する審査結果

当該申請は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 21 条により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が設けた審査基準による機構内の審査等を経て、総務省に申請があったものである。

総務省でその審査基準、審査基準に基づく審査のあり方、そして機構法第 22 条に基づき機構が設けた「配分団体が守らなければならない事項」について審査したところ、以下のとおり、審査基準は適正なものであること、また、申請された平成 21 年度の国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）については、適正な審査内容によって団体を選ばれ、配分が決定していること、さらに、配分団体が守らなければならない事項については、その内容が整備法の規定に適合するものであること等から、当該申請に係る機構の審査は適当であると判断される。したがって当該申請は認可することが適当と認められる。

I 配分団体及び配分額

※ 下表で使用される法令名については、以下のとおりとする。

- ・ 郵政民営化等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第 2 条第 6 号により廃止される前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）
→ 旧郵便貯金利子寄附委託法
- ・ 郵政民営化等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第 2 条第 1 号により廃止される前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）
→ 旧郵便貯金法

関連条文	審査結果	理由
<p>【整備法附則第 21 条第 1 項前段】 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 1 項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第 1 項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 2 項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第 5 条及び第 6 条第 2 項（附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定</p>	<p>適</p>	<p>1 配分団体及び配分額に係る審査基準 機構では、整備法附則第 21 条第 1 項前段の規定を踏まえ、配分団体に係る審査基準及び配分額に係る審査基準をあらかじめ定めている。</p> <p>(1) 配分団体に係る審査基準 配分団体に係る審査基準は「I 形式検査」、「II 団体要件」、「III 事業要件」を骨子としており、主な審査項目として次のようなものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要書類の全てが提出されていること (I 形式検査) ・ 海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であること (II 団体要件) ・ 地域実態を踏まえた BHN（基礎的生活分野）の充足に資する事業であること (III 事業要件) <p>これら審査項目を満たす団体は、旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条の目的に適合するものであると認められることから、本審査基準は適切なものであると認められる。</p>

関連条文	審査結果	理由
<p>し、その内容を公表するものとする。</p> <p>※旧郵便貯金利子寄附委託法第1条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政機構に委託する制度を実施することを目的とする。</p> <p>※旧郵便貯金利子寄附委託法第2条第1項 郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、<u>民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助</u>（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。</p>		<p>(2) 配分額に係る審査基準 機構では、上記(1)の審査で適正と認められた団体の事業について、配分申請額を費目別に分類して査定を行うとともに、過年度の事業評価等を勘案して配分額を決定することとしている。 この配分方法で決定された金額は、旧郵便貯金利子寄附委託法第1条の目的に適合するものであると認められることから、本審査基準は適切なものであると認められる。</p> <p>2 配分団体及び配分額の決定 機構は、配分申請のあった104団体128事業のうち、上記1(1)の審査基準を満たすことが確認された83団体100事業について、上記1(2)の配分方法に基づき配分額を決定しており、適正な手続に則って配分団体及び配分額を決定していると認められる。</p>

II 配分団体が守らなければならない事項

関連条文	審査結果	理由
<p>【整備法附則第22条第1項】 機構は、配分金（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の用途の適正を確保するため必要なものであると認められることから、整備法附則第22条第1項の規定に適合し、妥当なものであると認められる。</p>